

議論の中から新発見

在宅障害者扶助料の支給要件が変更されます。

令和2年4月1日より、65歳以上の新たな障害認定者は、扶助料の支給対象外となります。

Q 65歳以上の障害認定者の実績は。

A 平成30年度で、65歳以上の新規障害認定者は、145人。身体障害者127人、精神障害者18人だ。

Q 現在、身体障害者が利用可能な福祉サービス及び、自己負担額は。

A 居宅介護、グループホーム、就労支援などの利用や車椅子、義足などの補装具の交付が可能だ。障害児は、障害発達支援などの障害児通所支援が受けられる。自己負担は、原則1割となっている。

Q 新規認定者は、30年度実績で145人である。引き続き扶助を行うことができたのではないか。

A 障害者扶助全体を見ると、24年度では、約7億7千万円であったが、30年度では、14億2千万円に増額している状況を踏まえ、今回の改正とした。

Q 新規認定者を対象外としなくても、扶助料を近隣自治体並にする方法もあったのでは。

A 在宅障害者の福祉サービスの充実や利用度などを検討し、扶助料は既に生活費の一部となっているので、今回の改正とした。

討論

賛成

年齢制限は適切だ

障害者総合支援法の施行により、地域で暮らすための福祉サービスの充実が図られ、当初の扶助料の目的は概ね達成できた。現在、支給対象者の扶助料は、生活の一部になっており、劇的な変更は混乱を招く恐れがある。今回、65歳以上の新規障害者手帳取得者を対象外とした判断は適切な措置である。

反対

安易に年齢でラインを引くな

新たに障害者となる方全てが、年金支給額が多いわけではない。障害者となった方も年齢に関係なく、介護サービスや生活にかかる費用は同じだ。仮に、扶助費の削減が必要であれば、世帯所得により判断すべきだ。安易に65歳という年齢でラインを引くのは不公平だ。

討論

賛成

答申を尊重すべきだ

愛西市特別職報酬等審議会の答申を受け、議員月額報酬を改定する条例が提案され議論しました。

審議経過

議案質疑および委員会内で議論を重ねたが、最終日に、一部の議員からこの議案に対する修正動議の提出があった。

この修正案の趣旨説明後、修正に対する根拠や原案が可決されたときの反対議員の対応など、議員間討議をした。議論の後、修正案は、賛成少数で否決、原案は賛成多数で可決した。

反対

市民負担の中で合意は得られない

合併特例の縮減を理由にして、市民生活に負担をかけている。合併特例の縮減が想定より少ないことを答申理由の一つとするなら、各種施策の再検討をすべきだ。消費税増税の影響もあり、負担の増えた生活の中から支払われた税金を議員報酬の値上げにあてることは、市民の合意を得られない。